

各所属所長 様

公立学校共済組合京都支部事務局長
(公 印 省 略)

**日本年金機構から送付の「国民年金加入へのご案内（加入勧奨通知）」
に関する留意事項について（令和 5 年 4 月資格取得者）**

日本年金機構（年金事務所）から令和 5 年 4 月に一般組合員として資格取得した組合員の自宅等へ「国民年金加入のご案内」が送付されるケースがあります。そのような相談が一般組合員からありましたら、下記のとおり、案内をお願いします。なお、別添のチラシを各所属所において、供覧等に活用ください。

記

1 対 応

公立学校共済組合京都支部へ一般組合員として令和 5 年 4 月に資格取得した場合は、国民年金保険料（令和 5 年 4 月分以降）の納付は不要です。

なお、月途中で資格喪失した場合、当該月の納付が必要になる場合があります。

2 背 景

日本年金機構（年金事務所）のシステムに組合員資格取得情報が収録されるまで一定の時間を要するため、公立学校共済組合の一般組合員として資格取得手続等している場合であっても、6 月以降、年金事務所から「国民年金への加入を促すお知らせ」等加入勧奨通知が送付される場合があります。

3 その他

短期組合員については、公立学校共済組合の長期給付（年金）の適用はないため、当該文書の内容の対象とはなりません。組合員種別に留意ください。

担当	京都府教育庁管理部福利課年金係 (公立学校共済組合京都支部年金係)
電話	0 7 5 - 4 1 4 - 5 8 0 9